



赤井労務マネジメント事務所
下関市長府中之町5-4

社会保険労務士 赤井孝文
電話245-5034

通勤災害のお話

労働者が通勤途中でケガ等をした場合には、通勤災害として労災保険から治療費等の給付を受けることができます。しかし、通勤の途中で寄り道をしたり、通勤と関係のない行為をした場合には、原則として労災保険からの給付を受けることができません。以下では、具体的事例を取り上げながら、これらの注意点について説明をしましょう。

●通勤災害として認められない経路の逸脱と中断

通勤の途中で・・・

*通勤とは関係なく経路を逸れることを逸脱といいます。

*また経路は逸れていなくても、通勤と関係ないことをすることを中断といいます。

これら逸脱または中断がある場合には、その間とその後ケガ等をしたとしても通勤災害として認められません。例えば、会社からの帰宅途中に通勤経路から外れた映画館で映画を観て、その後いつもの通勤経路に戻って帰宅するケースですと、映画を観に行くために経路を逸れた時点から経路を逸脱かつ中断したとされ、映画を観ている間のケガ等はもちろん、それ以降にケガ等をして通勤災害とは認められません。

●逸脱または中断をしても通勤として認められる例外

逸脱と中断には例外があり、日常生活上必要な行為を最小限度の範囲で行う場合に限り、通勤経路に戻った後は再び通勤として認められます(逸脱または中断している間のケガ等は対象外)。なお、逸脱または中断の例外となる行為は厚生労働省令で以下のように定められています。

- ①日用品を購入すること等
- ②職業能力の開発向上を目的に職業訓練や教育訓練を行う学校に通うこと等
- ③選挙に行ったりすること等
- ④病院で診察を受けること等

エレベーターの回数ボタンはダブルクリックで解除可能 (メルマガより引用)

乗り慣れているエレベーターでも、つい間違って他の階のボタンを押してしまうこと、ありますよね。

■そんな時は明るく光っているボタンをダブルクリック

■多くのエレベーターでは、明かりが消える

⇒押していない状態になります。

■ちなみに三菱製はダブルクリック、

その他社製では、閉+開+消したい階、残りの全部の階を押すとクリア、などが多いそうです。

(因みに、関門医療センターのエレベーターはダブルクリックで解除可能でした・・・)